

都留市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 29 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 16 号

都留市印鑑条例の一部を改正する条例

都留市印鑑条例(昭和 54 年都留市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「当該個人番号カード」の次に「又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第 4 項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)」を加える。

第 13 条第 2 項中「前項第 3 号から第 5 号」を「前項第 2 号から第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。